

(案)

令和8年度～12年度

藤枝市子ども読書活動

推進計画

(第5次)

令和8年3月



藤枝市
Fujieda City

目 次

第1章 基本的事項

1	こどもの読書活動推進の背景	2
(1)	概況	2
(2)	国の動き	2
(3)	静岡県の動き	2
(4)	藤枝市の動き	3
2	こどもの読書活動推進の目的	3
3	計画の期間と役割	3
4	基本理念	4
5	推進体制	4
6	現在の進捗状況	5
7	こどもの読書活動を推進するための取組	6
8	藤枝版ローカルSDGsの推進	8

第2章 取組方針

1	読書活動の推進	10
(1)	家庭における読書活動の普及	10
(2)	幼少期の読書活動の啓発	12
(3)	学校における読書活動のサポート	15
(4)	地域における読書環境の整備	18
2	啓発・広報等の推進	20
(1)	情報の収集・提供の充実	20
(2)	読書週間、子ども読書の日等の啓発・広報の推進	22

第3章 推進体制等

1	家庭、幼稚園・保育所等、学校、地域におけるこどもの読書活動の推進体制	24
2	出版、書籍販売業界等との連携	24
3	財政上の措置	24
4	組織体制	24

第4章 資料編

資料1	学校図書館法	26
資料2	こどもの読書活動の推進に関する法律	28
資料3	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	31
資料4	藤枝市子ども読書活動推進計画（第5次）目標数値一覧	35
資料5	藤枝市立図書館	36
資料6	藤枝市立図書館協議会委員名簿	36
資料7	児童図書館の蔵書冊数及び総蔵書冊数における児童図書館の割合	36
資料8	アンケート調査結果一覧	37

第 1 章 基本的事項

1 こどもの読書活動推進の背景

(1) 概況

近年、日本の社会は、急速に進む少子高齢化、グローバル化や高度情報化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大を経て社会情勢が大きく変化しました。特に GIGA スクール構想による児童・生徒1人1台のデジタル端末の整備やスマートフォンやタブレットを活用した SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）の普及により、こどもたちを取り巻く環境は大きく変化し、読書活動の在り方にも大きく影響を与えています。

このような中で、家庭、学校、地域が一体となり、こどもの読書活動を推進する重要性は増しており、こどもが本に触れたり、読書に親しんだりする機会を積極的に提供するとともに、こどもが読書の楽しさや大切さを感じ得るような環境づくりが求められています。

(2) 国の動き

国では、学校教育の充実を図るため、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」（資料1）を制定し、平成9年6月の改正では、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭を設置することを義務化したことに続き、平成26年の改正では、学校図書館の職務に従事する職員として、学校図書館司書を位置付けました。

また、こどもの読書活動の推進に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」（資料2）を制定し、政府に「推進基本計画」の策定を義務づけ、都道府県及び市町村には、「子ども読書活動推進計画」の策定に努めるよう規定しています。

これにより、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年に「第二次基本計画」、平成25年5月に「第三次基本計画」、平成30年4月に「第四次基本計画」、令和5年3月に「第五次基本計画」を策定しています。「第五次基本計画」では、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本方針としています。

また、令和元年6月には障害により読書が困難な人々の読書環境整備を目指す「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）（資料3）が施行されました。国・自治体・関係者の責務を明確化し、点字・拡大文字等の誰もが利用しやすい資料の普及や図書館体制の整備を促進しています。

(3) 静岡県の動き

静岡県では、平成16年1月に「静岡県子ども読書活動推進計画」（平成20年2月「後期計画」策定）を、平成23年には「第二次計画」（平成26年3月「第二次中期計画」策定）を、さらに平成30年3月には「第三次計画」（令和4年3月「第三次後期計画」）を策定し、「読書県しずおか」の実現を目指しています。

(4) 藤枝市の動き

藤枝市では、国や県の動向を踏まえるとともに、こどもの自主的な読書活動を推進するため、平成19年5月に「藤枝市子ども読書活動推進計画」を策定、平成23年3月に「第二次計画」を、平成28年3月に「第三次計画」を、令和3年3月に「第四次計画」を策定しました。

令和2年度より、全校に専任の学校図書館司書が配置され、学校図書館が各校の特性に応じて主体的に運営される体制が整いました。

また、令和4年9月に「ふじえだ電子図書館」が開館し、小中学生が1人1台端末から電子図書館へアクセスできる環境を整えました。

本市を取り巻く社会環境の変化や教育等の課題を踏まえ、第6次藤枝市総合計画（藤枝市新総合戦略）をはじめとする関係諸計画と連動した「藤枝市子ども読書活動推進計画（第5次）」を策定し、さらなるこども読書活動の推進を図っていきます。

2 こどもの読書活動推進の目的

こども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。このことに鑑み、こどもが自主的な読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備や、読書機会の提供、読書活動の啓発などの推進を積極的に図り、こどもの健やかな成長と、「教育日本一」にふさわしい「学びの環境モデルふじえだ」の実現に資することを目的とします。

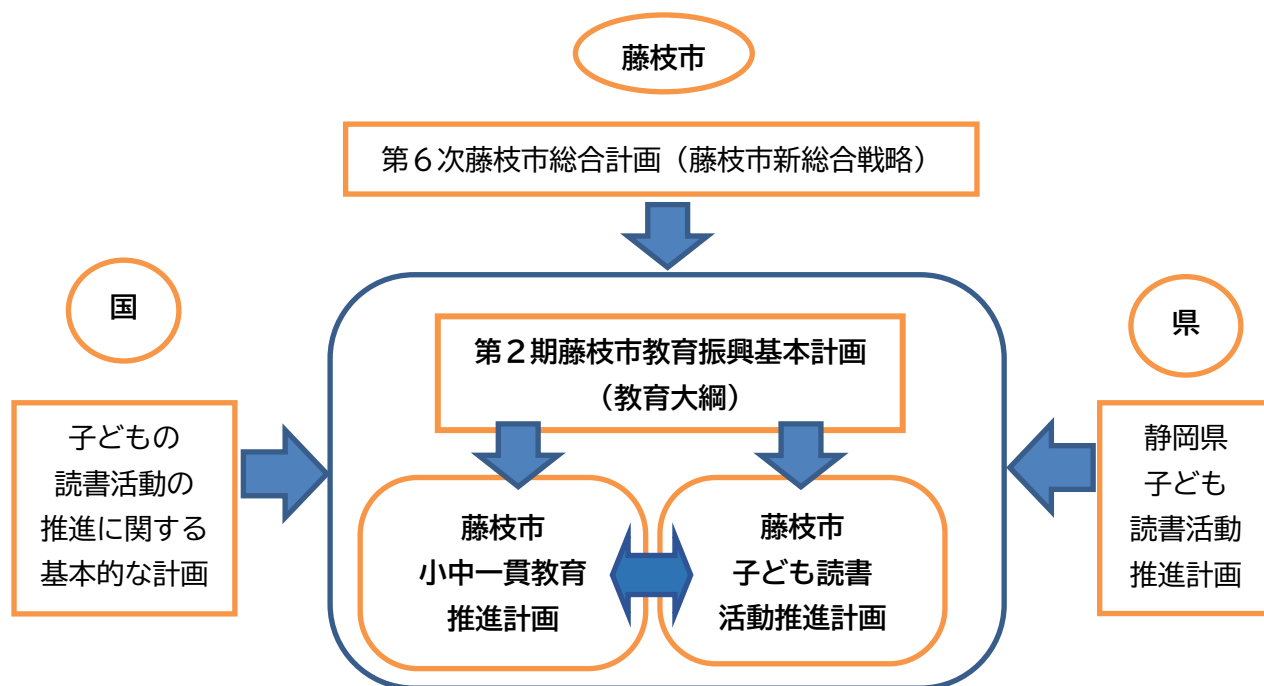
3 計画の期間と役割

この計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年を対象とし、計画目標の設定と、それを達成するための必要な施策を示します。また、施策の進捗状況の把握に努め、必要に応じて見直しを行います。

4 基本理念

ふじえだっ子の未来を拓く！ ～地域で育む豊かな心～

5 推進体制



本計画を基本理念に沿って総合的に推進するため、各関係団体等と連携を図りながら取組を進め、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

6 現在の進捗状況

令和7年度中に行った学校等及び個人へのアンケート調査（以降「アンケート調査」）に基づく現在の進捗状況は、こどもを取り巻く読書環境の整備は進んでいるもののコロナ禍において減少した児童図書の年間貸出数は依然としてコロナ禍前の水準には戻っておらず、児童・生徒の実際の読書量も微減しています。

藤枝市子ども読書活動推進計画（第4次）実績一覧

目標項目	令和7年度
市立図書館による団体貸出の定期巡回を希望している幼稚園・保育所等の数	29園／37園
図書標準を達成している公立学校の数 小学校 中学校	17校／17校 10校／10校
児童図書の蔵書冊数（12歳以下のこども1人あたり）	☆ 12.9冊
読書週間、「子ども読書の日」等に、行事に取り組んでいる学校の割合 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	14校／17校 7校／12校 4校／6校 1校／1校
1か月の平均読書冊数 小学生 中学生 高校生	6.4冊 3.2冊 1.6冊
読み聞かせを実施している学校の数 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	17校／17校 6校／12校 0校／6校 1校／1校
静岡県子ども読書アドバイザーが関連する講座の数	☆ 4講座
児童図書の年間貸出冊数（12歳以下のこども1人あたり）	☆ 22.9冊
自動貸出機の年間延べ利用人数	☆ 16,988人

☆令和6年度実績

7 こどもの読書活動を推進するための取組

主 な 取 組		
読書活動の推進	(1)家庭における読書活動の普及	
	マタニティ・ブック事業の実施	新規
	赤ちゃんタイムの実施	拡充
	父親の読み聞かせ講座の実施	継続
	ブックスタート事業の実施	継続
	(2)幼少期の読書活動の啓発	
	読書っ子育成事業の実施	拡充
	読み聞かせボランティア団体等の活用	拡充
	セカンドブック事業の実施	継続
	読み聞かせボランティア養成講座の開講	新規
	(3)学校における読書活動のサポート	
	調べ学習の支援	継続
	学校図書館司書との連携	拡充
	1人1台端末を活用した電子図書館サービスの充実	新規
	(4)地域における読書環境の整備	
	地域書店との連携	新規
	静岡県子ども読書アドバイザーの会@ふじえだとの連携	新規
	図書館のユニバーサルデザイン化の推進	新規

啓 発 ・ 広 報 等 の 推 進	(1)情報の収集・提供の充実	
	ICT の活用	継続
	情報発信の充実	継続
	読み聞かせボランティア団体への支援	継続
	ふじえだ電子図書館の充実	新規
	(2)読書週間・子ども読書の日等の啓発・広報の推進	
	図書館における取組	継続
	幼稚園・保育所等、学校における取組の周知	継続

8 藤枝版ローカルSDGsの推進

国際社会の共通目標であるSDGsに対する地方自治体としての取組姿勢を示した本市独自の目標「藤枝版ローカルSDGs」について、本計画を通じて達成していきます。

【藤枝版ローカルSDGsの17の目標のうち本計画に関連の深いもの】



SDGs（エスディージーズ）は、2015年9月の国連サミットで合意された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」です。

第 2 章 取組方針

1 読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の普及

【現状と課題】

スマートフォンやタブレット等の普及により動画視聴・ゲームの利用が日常化し、家庭で落ち着いて読書をする時間が確保されにくくなっています。アンケート調査では、平日 57.5%、休日 54.0%が「本をほとんど読まない」と回答しています。さらに、インターネットやゲームの影響により、読書時間が「減った」と感じる児童・生徒が 62.1%にのぼっていることから、家庭読書の時間確保と、デジタル機器利用による読書意欲の低下への対応が課題となっています。また、家庭の経済状況や住居環境などにより読書機会にも差が生じやすくなっています。

読み聞かせをしてもらった経験がある児童・生徒は 47.2%、保護者側でも読み聞かせをしたことが「よくある・時々ある」が 79.2%と広がりが見られる一方、母親の関与が高く、父親は相対的に低く（母 83.1%、父 39.4%：複数回答）なっています。近年の共働き世帯の増加等により、家庭での読み聞かせや本に触れる時間が取りにくい状況もみられるため、家族全員（特に父親）がこどもの読書時間に関わっていくことが求められます。また、初回の読み聞かせは0～1歳が 86.3%と早期開始が主流であることから、妊娠期から出産直後にかけて「借りる・読む・学ぶ」を始めやすくする環境整備が重要となります。

【施策の方向性】

○家庭における読書時間を無理なく確保できるよう、短時間でも効果的な読み方や選書のコツなどの情報提供を行い、家族で本の話や読み聞かせをする機会を増やします。

○産前からの切れ目のない読書活動を推進するため、月齢に応じた体験の場づくりや父親向けの実践的支援などの情報提供を行います。

【主な取組】

【新規】 マタニティ・ブック事業の実施	妊娠期からの読書支援として母子手帳交付の際に「マタニティ・ブックリスト」を配布し、図書館の案内や妊娠期間にオススメの本の情報を提供します。 また、「マタニティ・ファーストブック講座」を実施し、父親・母親から子への読み聞かせの意義や魅力、絵本の選び方、楽しみ方を学ぶ機会を提供します。妊娠期間に学ぶことで、出産後の読み聞かせ実践への移行を円滑にし、絵本の貸出やおはなし会への参加など図書館の継続利用につなげます。 併せて、胎児への語りかけや読み聞かせの方法を紹介し、父親・母親が産まれてくる赤ちゃんと向き合う豊かな時間を育みます。
--------------------------------	--

【拡充】 赤ちゃんタイムの実施	乳幼児連れでも気兼ねなく図書館を利用できるよう、「赤ちゃんタイム」を設定し、多くの良質な絵本と巡り合うきっかけづくりを推進するとともに乳幼児期から絵本を活用する大切さを伝えていきます。また、父親・母親向けにおすすめの本を用意し、赤ちゃんと一緒に本を楽しみながら安心して過ごせる場所を提供します。実施については、より参加しやすいよう開催日の増加、実施時間帯の拡大を図ります。
【継続】 父親の読み聞かせ講座の実施	父親がこどもへの読み聞かせを学び、実践する「ふじえだパパ講座」を通じて読書活動への理解を深め、家族全員で読書を楽しむ時間の確保を促し、日常的な読書の習慣化を図ります。
【継続】 ブックスタート（注１）事業の実施	市保健センターで実施する「６か月児すこやか相談」を活用し、選書した本を配布します。これにより、親子の初期での読書体験の機会を創出し、読書の重要性を周知するとともに、読み聞かせに対する意識の向上につなげます。

《目標数値》

項 目	令和７年度（現状）	令和１２年度（目標）
家庭で読み聞かせをよくしている（していた）人の割合	４１．３％	５０％

（注１）ブックスタート

赤ちゃんとも保護者が、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。０歳児健診に参加した赤ちゃんとも保護者を対象に絵本や子育て関連の資料などを手渡す。１９９２年に英国で始まり、日本では、２０００年の「子ども読書年」を機にブックスタートが紹介され、その後全国各地に広がっている。

(2) 幼少期の読書活動の啓発

【現状と課題】

幼稚園・保育所等では、読み聞かせの実施や絵本コーナーの整備に加え、読書っ子育成事業により市内29園へ毎月絵本を巡回配送するなど、園内で多様な絵本に触れられる機会の提供を継続しています。一方で、アンケート調査では、本を読まない理由として「本を読みたいと思わない」との回答が55.9%（複数回答）あることから、就学前の段階から年齢や関心事に合致する「次の一冊」の案内が家庭読書につながっていくと考えられます。

また、読み聞かせボランティアが園や学校での読み聞かせや絵本などの紹介をすることによって園・学校と家庭をつなぐ存在になりえることから、読み聞かせボランティアの質の向上を図るとともに、人材の育成と読み聞かせボランティアが活躍できる場の提供について検討していく必要があります。

【施策の方向性】

- 読書っ子育成事業として、絵本の配送先（幼稚園・保育所等）を拡充するとともに、園内での読書体験と家庭読書をつなぐ仕組みを整え、幼少期からの読書習慣の定着を図ります。
- 読み聞かせ活動の担い手を継続的に育成し、基礎から実践まで段階的に学べる機会を整備するとともに、活動の場への円滑な参画を支援します。
- 幼稚園・保育所等と地域の読み聞かせボランティア等が連携し、読み聞かせ活動の充実と、こども向けの本の紹介を継続的に発信できる体制を整備し、質の高い読書機会を提供します。
- 発達段階に応じた「次の一冊」を継続的に提示するセカンドブック事業を充実させ、こどもの読書の広がりや深まりを支援します。

【主な取組】

【拡充】 読書っ子育成事業（注2）の実施	絵本の配送先である幼稚園・保育所等の一層の拡大に努め、園内での読書体験を家庭読書へとつなぐ仕組みづくりを進めながら、幼少期から良質な読書機会を計画的かつ継続的に提供していきます。また、絵本配送時には新着絵本リストや選書ガイド等の情報提供を充実させ、保護者・教職員等が活用しやすい形で新たな絵本との出会いを促進していきます。
--------------------------------	---

【拡充】 読み聞かせボランティア団体等の活用	読み聞かせボランティア等と連携し、幼稚園・保育所等・学校における定期的な読み聞かせや選書紹介に加え、教職員を対象とした読み聞かせの研修や良質な図書の紹介等を計画的に実施できる体制を整備していきます。また、市が実施する「とびだせ！おはなし会！」等の事業へ読み聞かせボランティア団体も参加できるよう仕組みづくりを含む協力体制を構築し、園・地域・図書館が連携した継続的かつ質の高い読書機会の創出につなげていきます。
【継続】 セカンドブック事業（注3）の実施	セカンドブック事業として就学時健診の際に新1年生向けのブックリスト（注4）を配布し、こどもたちの読書への関心が切れ目なく継続し、「次の一冊」へとつながるよう、新たな本との出会いを計画的に促進していきます。読書の習慣化を図るため、成長段階に応じたブックリストを配布します。就学前の期間においては、幼稚園・保育所等の行事や機会を捉えて配布を行います。
【新規】 読み聞かせボランティア養成講座の開講	読み聞かせボランティアの活動の質と継続性を高めるため、基礎から実践まで段階的に学べる講座を開講します。静岡県子ども読書アドバイザーの会@ふじえだ（注5）を講師に招き、受講者が身につけたスキルを活かせるよう活動先紹介を含め、ボランティアがそのスキルを発揮できる場の提供を推進します。

《目標数値》

項 目	令和7年度（現状）	令和12年度（目標）
読書っ子育成事業の活用を希望する幼稚園・保育所等の数 （幼稚園・保育所等の全体数は37園）	29園	31園

(注2) 読書っ子育成事業

市内の幼稚園・保育所等へ毎月、1園につき100冊の図書を貸し出す。ミニ図書コーナーを設置するなど、こどもが本と触れあう環境の整備を行う。

(注3) セカンドブック事業

ブックスタートのフォローアップ事業として、年齢や成長にあった本と出合う機会をつくることで、読書を通じてこどもたちの心の健やかな成長を図る。

(注4) ブックリスト

こどものための良書・適書を目録風に並べたもの。本を紹介する一覧表。

(注5) 静岡県子ども読書アドバイザー

読み聞かせボランティアで、経験、技術ともに優れ、市や町のボランティアリーダー及びコーディネーターの担い手として静岡県で認定を受けた者

(3) 学校における読書活動のサポート

【現状と課題】

学校は教育機関として、こどもの読書活動を推進する上で大きな役割を担っています。こどもが読書習慣を形成していくためには、本を読む楽しさを体験し、継続していくことが求められます。

令和7年度に実施した学校へのアンケート結果では、全ての公立小中学校で図書標準を達成しています。一方で、読み聞かせを実施している学校は24校で、学校によってばらつきが見られます。図書館では、小・中学生の調べ学習を支援するため、夏休み期間の専任職員配置や専用展示コーナーの設置など、学習意欲の向上と本に親しむ機会づくりに努めています。また、児童向けおすすめブックリストの作成やおすすめしたい本をイラストと文章で紹介してもらう「よむゾーくん大賞」の実施などを通じ、学校と連携した読書活動の推進に努めています。

1人1台端末や令和4年のふじえだ電子図書館の開設により電子書籍の環境は整いつつあるものの、ふじえだ電子図書館の利用経験は11.8%に留まり、利用は限定的となっています。週1回以上の利用は5.0%にとどまり、「名探偵コナン特集」30.0%（複数回答）や「学校では教えてくれない大切なことシリーズ」28.3%（複数回答）、「図鑑・辞典」19.1%（複数回答）が比較的多く読まれています。電子図書館は、いつでもどこでも利用できる利便性や、すき間時間に読書できる点が強みであることから児童・生徒にこうした利点を伝え、読書習慣の入口としての活用を図ることが求められています。

また、学校図書館利用が「月1～2回以下」71.7%、貸出は「月1～2冊以下」67.3%で、日常的な利用の定着に課題があります。保護者の多く（95.9%）は読書を大切と考え「図書館や書店と一緒にいく」55.4%（複数回答）、「大人が読む姿を見せる」35.3%（複数回答）、「本を話題にする」29.7%（複数回答）といった働きかけが有効と考えていることから、学校との連携を図り家庭に対して、児童・生徒の読書習慣の定着を進めることが課題となっています。

中学・高校生年代は児童とも成人とも異なる要求を持った世代であり、進路準備や部活動等で読書時間が確保しにくい状況です。これらの年代には、興味のある情報・資料を用意するほか、生き方や職業観について学べる資料等の情報を提供し、児童から青少年へという発展段階に考慮した資料を紹介することが重要となっています。

【施策の方向性】

- 司書教諭や学校図書館司書（注6）と連携し、教科・単元に即した調べ学習支援を計画的に展開し、レファレンスや関連資料の提供により学習と読書を結び付けます。
- 学校図書館司書と連携し、選書や読み聞かせ等についての実践的なサポートを行い児童生徒が「次の一冊」に出合える機会を増やし、学校図書館の日常的な利用の定着を図ります。
- 1人1台端末を活用した電子図書館の利便性を周知し、読書習慣の入口としての活用を促進します。

【主な取組】

【継続】 調べ学習の支援	総合的な学習における調べ学習に必要な資料を収集し、多様な図書資料の提供に努めます。また、夏休み前には各校における課題の方向性を調査し、それに見合った資料の提供、レファレンスの準備を行うとともに、市立図書館においては調べ学習に対応する専任の職員の配置を継続し、学習意欲の向上と本に親しむ機会づくりに努めていきます。
【拡充】 学校図書館司書との連携	学校から要望の高い「本の紹介」や「読み聞かせの方法」「選書の仕方」に関する情報提供や、図書館からの本の団体貸出を通して学校図書館の運営に対する実践的なサポートを行い、各校の読書環境の向上を図ります。 また中学・高校生年代においては、学校図書館司書との連携を更に深め、生き方や職業観などを含めた蔵書紹介や実用につながる資料情報の提供を実施していきます。
【新規】 1人1台端末を活用した電子図書館サービスの充実	1人1台端末を活用し「新刊の紹介」等の情報を定期的に発信するとともに、電子図書館の利便性（いつでも、どこでも、すき間時間の読書）を市立図書館と学校図書館司書が連携して周知し、読書習慣の定着を図ります。ふじえだ電子図書館の蔵書については需要の高いコンテンツの充実を図るとともに「読み放題パック」の拡充を実施し、こどもの読書活動のきっかけづくりを行います。

《目標数値》

項 目	令和7年度（現状）	令和12年度（目標）
図書標準(注7)を達成している学校の数（公立小中学校27校のみ 私立は該当しない）	小学校 17校（100%） 中学校 10校（100%）	小学校 17校（100%） 中学校 10校（100%）
読み聞かせを実施している学校の数（公立・私立含む）	小学校 17校（100%） 中学校 6校（50%） 特別支援学校 1校（100%）	小学校 17校（100%） 中学校 12校（100%） 特別支援学校 1校（100%）
1ヶ月の平均読書冊数	小学生 6.4冊 中学生 3.2冊 高校生 1.6冊	小学生 8冊以上 中学生 5冊以上 高校生 3冊以上

（注6）学校図書館司書

学校図書館法第6条の規定に基づき、平成27年度から学校には司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書を置くように求められた。

（注7）図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として設定されたもの（平成5年3月29日文初小第209号 各都道府県教育委員会あて初等中等教育局長通知）

(4) 地域における読書環境の整備

【現状と課題】

本市では、こどもを健やかに育むために、学校・幼稚園・保育所等、放課後児童クラブ、地区交流センター、地域のボランティア団体等、多様な主体が協働して活動しています。各団体は幼稚園や保育所、小中学校などで、定期的に読み聞かせやおはなし会を実施し、地域におけるこども読書活動の推進に寄与しています。

また、市内の書店が減少傾向にあることから、こどもが本に触れる機会や偶発的な出会いが更に減り、読書文化と学びの土台が弱まることが危惧され、今後、図書館と書店の連携も考えていく必要があります。

ユニバーサルデザインに関しては、市立図書館でのそらいろ図書館(注8)の取組等により、配慮を必要とする方にも本と触れ合う機会が提供されていますが、利用形態は施設・団体単位が中心であり、個人や家庭が気軽に利用しやすい施策が求められています。

【施策の方向性】

○読み聞かせ活動の担い手を継続的に育成し、基礎から実践まで段階的に学べる機会を整備するとともに、活動の場への円滑な参画を支援します。

○配慮を必要とする利用者を含む多様なこどもと家庭が、安心して図書館を利用できるよう、わかりやすい案内により、利用のすそ野を広げます。

【主な取組】

【新規】 地域書店との連携	地域書店との連携により、学校図書館司書や読み聞かせボランティアを対象とした「児童書等内覧会」を開催します。実際に本を手に取り、サイズや厚さ、紙の質、レイアウトなどを確かめられる場を設けることで、こどもに適した本の選定に役立ててもらい、地域書店との協力関係を強化します。内覧会は単なる情報提供の機会にせず、書店の販路拡大・需要の見える化・継続的取引の確立・来店促進という複数の側面を持たせ、地域書店の活性化にもつなげます。
【新規】 静岡県子ども読書アドバイザーの会@ふじえだとの連携	静岡県子ども読書アドバイザーの会@ふじえだと連携し、選書や読み聞かせの技法、対象年齢に応じたプログラム設計等に関する専門的助言を継続的に受け入れ、市主催の各種講座（マタニティ・ファーストブック講座、パパ講座）や新たに実施する「読み聞かせボランティア養成講座」の講師を依頼して連携を深め、地域ボランティアとの協働を計画的に高めていきます。

【新規】 図書館のユニバーサルデザイン化の推進	読書バリアフリー法の趣旨に基づき、誰もが本を手に取りやすい環境を整えるために、駅南図書館に「りんごの棚」(注9)を新たに設置します。LL(やさしく読みやすい本)図書に加えて点字図書・拡大文字図書などの資料を計画的に配置して、障害の有無にかかわらず利用しやすい図書館環境を推進します。また、学校や地域において多様な国からの居住者が増加し共生社会の実現が求められていることから多言語資料の拡充及び活用にも取り組んでいきます。 更に、図書館利用者のすそ野を広げるため、発達に課題や障害を持つ子どもたちと保護者が、休館日に市立図書館に来館し、気兼ねなく図書館を体験する「そらいろ図書館」を、3図書館全てで実施できる体制を整え、今後も継続していきます。
---	---

《目標数値》

項 目	令和7年度(現状)	令和12年度(目標)
児童図書の蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	12.9冊	14.9冊
児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	22.9冊	25.3冊
静岡県子ども読書アドバイザーが関連する講座の数	4講座	8講座

(注8) そらいろ図書館

図書館利用者のすそ野を広げるため、発達に課題や障害を持つ子どもたちと保護者が、休館日等に図書館に来館し、気兼ねなく図書館を体験する事業

(注9) りんごの棚

「りんごの棚」は、特別な配慮が必要な子どもにとっても利用しやすい本のコーナー。1993年にスウェーデンの図書館で始まり、世界各地に広がっている。名前の由来は、りんごの棚を考案した図書館にある、特別な配慮を必要とする子ども向けのおもちゃからきている。

2 啓発・広報等の推進

(1) 情報の収集・提供の充実

【現状と課題】

広報ふじえだや図書館だより、図書館ホームページを中心に、おはなし会や各種イベントの開催情報、新着本（おすすめ本）等の情報を継続的に発信しており、藤枝市立図書館の公式X〈旧 Twitter〉でもタイムリーな情報提供を行っています。幼稚園・保育所等、学校や市立図書館においても、こどもと保護者に向けた情報提供に努めてきましたが、より多くの家庭に読書の機会を届けるためには、SNS やデジタル媒体を活用し、分かりやすく親しみやすい表現で発信を一層充実させる必要があります。また多言語対応にするなど誰にとっても利用しやすい情報提供体制の強化が求められています。

令和4年より運用を開始した「ふじえだ電子図書館」は、市民に十分に浸透しているとは言えず、コンテンツの計画的な拡充とともに、使い方の周知や電子図書館の利便性などを伝え、利用促進の取組を強化する必要があります。

【主な取組】

【継続】 ICTの活用	図書館ホームページでの蔵書検索や予約・貸出状況のオンライン確認など、ICTを活用した利用案内を分かりやすく周知します。 ICTタグを活用した自動貸出機の活用促進を図るとともに、自動返却装置や書架ナビゲーション（本の位置案内）等の新しい仕組みの導入を検討し、使いやすさと館内の回遊性の向上を目指します。 また、市立図書館での講座やイベント申込みは紙媒体に加え、二次元コードを利用したインターネット申込みも実施し、利便性の向上を図ります。
【継続】 情報発信の充実	市立図書館公式Xでは、イベント告知に加えておすすめ本や読書のヒント、電子図書館の使い方などを定期的に発信し、関心喚起と行動につながる情報を提供します。広報ふじえだ掲載の「図書館とぴくくす」は、新着本の紹介などを定期的に掲載し、内容を一層充実させます。乳幼児・こどもの本を紹介したブックリストを作成し、様々な機会を通して配布していきます。

【継続】 読み聞かせボランティア団体への支援	読み聞かせボランティア団体による児童・生徒への読み聞かせやストーリーテリング（注 10）、朗読等の活動を継続的に支援します。また、学校や地区交流センターとの連携により活動の場の提供を推進します。活動事例は SNS や広報で積極的に紹介し、活動の見える化と新規参加の呼びかけにつなげていきます。
【新規】 ふじえだ電子図書館の充実	「ふじえだ電子図書館」サイトに、1 人 1 台端末から手軽にアクセスできる環境を整え、小中学生の読書活動のきっかけづくりを行います。 学校図書館司書と連携し、児童・生徒向けのおすすめ本や図鑑、調べ学習に活用できる資料、音声読み上げに対応したコンテンツ等の計画的な充実を図ります。 また、児童・生徒の利用率が高い「児童書読み放題パック」の更なる充実を図り、読みたい時にいつでも読める環境を整備します。 加えて、児童・生徒及び保護者へ周知するために、パンフレットやちらし等にふじえだ電子図書館の二次元コードを掲載し、電子図書館への誘導を行い、読書習慣のきっかけ作りとなるよう利用率の向上を図ります。

《目標数値》

項 目	令和 7 年度（現状）	令和 1 2 年度（目標）
自動貸出数の年間延べ利用人数（12 歳以下のこども）	16,988	24,000
ふじえだ電子図書館における小・中学生の年間利用冊数	9,783	11,000

（注 10）ストーリーテリング

本の朗読とは異なり、語り手（ストーリーテラー）が物語を覚えて、語り聞かせること。

(2) 読書週間、子ども読書の日等の啓発・広報の推進

【現状と課題】

藤枝市では、春の「こどもの読書週間・子ども読書の日（注11）」には特別おはなし会等のイベントを、秋の「読書週間」（注12）には講演会や展示等のイベントを実施し、時期をとらえた読書に関する啓発を継続しています。また、夏休み期間中には、市立図書館3館で実践・体験ができるイベントを開催しています。これらの行事は、広報ふじえだ、図書館だより、図書館ホームページ、公式X等で周知しています。

また、外国出身の家庭にも伝わりやすい案内文の作成や外国語資料の充実など、誰もが利用しやすい環境づくりを一層進めることが課題となっています。

【主な取組】

【継続】 図書館における取組	こどもの読書週間には特別おはなし会を実施し、読書週間には講演会、展示、イベント等を企画し、家族で楽しめる企画を強化します。周知は、広報ふじえだ、図書館だより、ホームページ、公式Xに加え、学校・園を通じた案内や館内掲示を行います。案内は、難しい言葉を避けたわかりやすい表現や見やすい掲示を心がけます。外国語資料の紹介コーナーや、日本の暮らし・文化を学べる本の展示などにも取り組みます。
【拡充】 幼稚園・保育所等、学校における取組の周知	小中学校のアンケートの結果、72.2%の学校でこどもの読書週間や読書週間の時期に合わせた行事を行っています。引き続き、ポスター掲示や案内配布等を通じて周知を行います。本を読む子と読まない子の二極化が進んでいることから「本を手取る」「本を読む習慣」につながる取組を図書館と園、学校がより一層連携して取り組んでいきます。

（注11）子ども読書の日

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。

（注12）読書週間

昭和22年、出版社・図書館・取次会社・書店・報道・文化関連団体が読書週間実行委員会を結成し、11月17日から第1回「読書週間」を実施した。翌年、文化の日をはさんだ10月27日～11月9日の2週間が「読書週間」と定められた。

第 3 章 推進体制等

1 家庭、幼稚園・保育所等、学校、地域におけるこどもの読書活動の推進体制

こどもの読書活動を推進するためには、家庭や学校、地域など各分野で活躍する人たちの連携・協力が必要です。家庭では保護者、幼稚園・保育所等では教諭・保育士、学校では司書教諭・学校図書館司書・図書主任、地域では読み聞かせボランティアなどがその役割を担います。情報の交換や課題の提起・解決、啓発、相互協力などの実務を市立図書館が中核となって担い、その進捗を把握するとともに、諮問機関である藤枝市立図書館協議会の意見も反映しながら計画の推進を図ります。

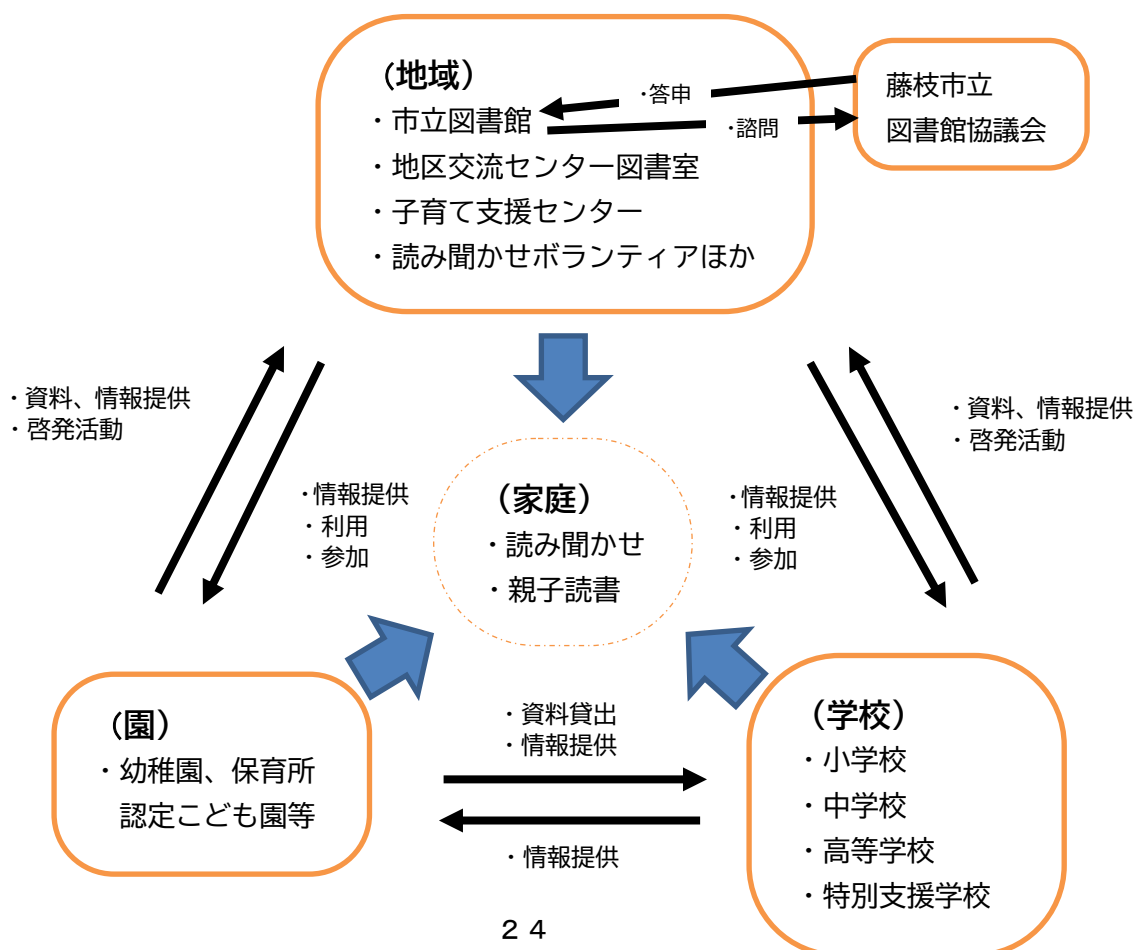
2 出版、書籍販売業界等との連携

地域の書店や関係機関等との調整や連携を進めながら、読書活動の振興に努めます。

3 財政上の措置

市は、こどもの読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めます。

4 組織体制



第 4 章 資料編

資料 1 学校図書館法

昭和 28 年 8 月 8 日 法律第 185 号

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第 3 条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第 4 条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年 法律第49号

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供

その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料4 藤枝市子ども読書活動推進計画（第5次）目標数値一覧

目標項目	第4次計画		第5次計画	
	令和2年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和7年度 (現状)	令和12年度 (目標)
1か月の平均読書冊数 小学生 中学生 高校生	6.7冊 3.6冊 1.7冊	8冊以上 5冊以上 3冊以上	※6.4冊 ※3.2冊 ※1.6冊	8冊以上 5冊以上 3冊以上
市立図書館による団体貸出 の定期巡回を希望している 幼稚園・保育所等の数	24園	28園	29園	31園
図書標準を達成している学 校の数（公立小中学校のみ） 小学校 中学校	15校 6校	17校 10校	※17校 ※10校	17校 10校
読み聞かせを実施している 学校の数 小学校 中学校 特別支援学校	16校 6校 1校	17校 12校 1校	※17校 ※6校 ※1校	17校 12校 1校
児童図書の蔵書冊数（12 歳以下のこども1人あたり）	☆10.0冊	11.0冊	◎12.9冊	14.9冊
児童図書の年間貸出冊数 （12歳以下のこども1人 あたり）	☆23.7冊	26.3冊	◎22.9冊	25.3冊
読書週間、「子ども読書の 日」等に、行事に取り組ん でいる学校の割合 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	15校 4校 4校 0校	17校 12校 6校 1校	※14校 ※7校 ※4校 ※1校	17校 12校 6校 1校
静岡県子ども読書アドバイ ザーが関連する講座の数	4	8	◎4	8
自動貸出機の年間延べ利用 人数（12歳以下）	☆22,813	28,000	◎16,988	24,000
ふじえだ電子図書館におけ る小中学生の年間利用冊数	—	—	◎9,783	11,000
家庭で読み聞かせをよくし ている（していた）人の割合	—	—	※41.3%	50%

◎令和6年度実績

☆令和元年度実績

※アンケート調査による

資料５ 藤枝市立図書館

藤枝市立図書館では各館で特色ある運営を進めながら、各種おはなし会やそらいろ図書館など子ども読書活動推進計画に沿った取組を実施しています。３図書館の特色を以下に記載します。

駅南図書館	藤枝駅に近い中心市街地という立地を活かし、ビジネス支援資料の充実を図っている
岡出山図書館	滞在型の図書館を目指し、こどもの読書支援に注力した資料を収集している
おかべ図書館	本市の東の玄関口として、地域資源である歴史や街道文化の収集と提供に力を入れている

資料６ 藤枝市立図書館協議会委員名簿

No.	氏 名	役職名等	備考
1	本杉 速人	大洲小学校長	会長
2	坂田 尚子	静岡福祉大学子ども学科教授 図書館長	副会長
3	勝又 俊夫	藤枝図書館友の会会員	
4	山崎 由美子	藤枝橘幼稚園長	
5	竹内 一美	図書館ボランティア	
6	櫻井 利枝	藤枝市文化協会会計	
7	井出 紀美子	藤枝子どもと本をつなぐ会会長	
8	吉田 令子	図書館ボランティア	

資料７ 児童図書の蔵書冊数及び総蔵書冊数における児童図書の割合（令和６年度）

１ 児童図書の蔵書冊数（単位：冊）

児童書	92,629
絵本・大型絵本	74,521
紙芝居	3,871
合 計	171,021

２ 蔵書冊数における児童図書の割合（単位：冊、％）

一般書	401,851	62.7
児童書	171,021	26.7
参考図書・郷土資料	43,494	6.8
雑 誌	14,435	2.2
CD・DVD等	10,479	1.6
合 計	641,280	

資料8 アンケート調査結果一覧（R7.9月実施）

小数点第1位までの四捨五入表示のため、合計が100%と一致しない場合があります。

児童・生徒アンケート結果抜粋

・学校が休みの日の読書時間

項 目	回 答	割 合		
		小学生	中学生	高校生
あなたは学校が休みの日には、どのくらいの時間、本を読みますか	2時間以上	4.3%	3.7%	0.6%
	1時間～2時間	6.8%	5.4%	3.5%
	1時間	10.5%	8.0%	11.0%
	30分	25.9%	19.5%	22.0%
	ほとんど読まない	48.7%	61.7%	62.4%
	その他	3.8%	1.6%	0.6%

・本を読まない理由

項 目	回 答	割 合		
		小学生	中学生	高校生
「本を読まない」理由は何ですか（複数回答）	勉強や塾で忙しいから	12.6%	26.9%	34.1%
	習い事やスポーツ・部活動で忙しいから	27.9%	27.2%	9.8%
	身近に本がないから	5.4%	5.0%	9.8%
	読みたいと思わないから	56.3%	57.1%	43.9%
	他にやりたいことがあるから	51.4%	40.9%	43.9%
	その他	4.5%	1.7%	0%

・ふじえだ電子図書館の利用

項 目	回 答	割 合		
		小学生	中学生	高校生
「ふじえだ電子図書館」を利用したことがありますか	はい	14.3%	8.6%	5.2%
	いいえ	85.7%	91.4%	94.8%

保護者アンケート結果抜粋

・読み聞かせの状況

項 目	回 答	割 合
あなたの家庭ではこどもに読み聞かせをしていますか（読んであげた経験はありますか）	よくある	41.3%
	時々ある	38.0%
	あまりない	12.1%
	ない	8.6%

・初めての読み聞かせの時期

項 目	回 答	割 合
初めての読み聞かせはこどもが何歳くらいの時でしたか	0歳	64.3%
	1歳	22.0%
	2歳	6.2%
	3歳	4.4%
	4歳	1.2%
	5歳	1.0%
	6歳	0.3%
	7歳以上	0.6%

・こどもがより本を読むための方法

項 目	回 答	割 合
どうすればもっとこどもが本を読むようになると思いますか (複数回答)	本を話題にしてこどもと話す	29.7%
	図書館や書店に一緒に行く	55.4%
	家庭で本の読み聞かせをする	21.9%
	大人が本を読む(読む姿を見せる)	35.3%
	ゲーム等をする時間を減らす	16.1%
	学校(園)の読書環境を整える	15.4%
	学校以外の図書館などを充実させる	6.3%
	その他	3.1%

幼稚園・保育所等アンケート結果抜粋

・図書コーナーの蔵書冊数

項 目	回 答	割 合
絵本または図書は、何冊ありますか	1,000冊未満	53.3%
	1,000冊以上 2,000冊未満	36.7%
	2,000冊以上	10.0%

・読み聞かせの回数

項 目	回 答	割 合
読み聞かせを月に何回していますか。	毎日	90.0%
	その他	3.3%
	未回答	6.7%

公立小中学校アンケート結果抜粋

・司書教諭の配置

項 目	回 答	学校数	割 合
司書教諭はいますか	はい	24校	88.9%
	いいえ	3校	11.1%

・図書標準の達成

項 目	回 答	学校数	割 合
図書標準を達成している学校数	達成している	27校	100%
	達成していない	0校	0%

・ブックリストの作成

項 目	回 答	学校数	割 合
必読図書や推薦図書のブックリストを作成していますか	はい	21校	77.8%
	いいえ	6校	22.2%

・学校図書館のボランティア団体

項 目	回 答	学校数	割 合
学校図書館で活動しているボランティア団体はありますか	はい	14校	51.9%
	いいえ	13校	48.1%

・読み聞かせの実施

項 目	回 答	学校数	割 合
読み聞かせを実施していますか	はい	23校	85.2%
	いいえ	4校	14.8%

藤枝市子ども読書活動推進計画（第5次）

発 行 令和8年3月

発行者 藤枝市（教育部 図書課 岡出山図書館）
〒426-0025 藤枝市藤枝五丁目19番1号
電 話 054-643-3489
FAX 054-644-8448